

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、市営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及びその他公営住宅等に関する法令、本市の市営住宅に関する例規に基づき、入居審査、入退居管理、入居者の管理、住宅使用料の賦課・徴収及び減免を行う事務である。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 市営住宅の入退居に関する業務 2 市営住宅の家賃及び敷金の決定に関する業務 3 市営住宅の家賃等の徴収・減免・徴収猶予及び滞納整理に関する業務 4 市営住宅の入居者変更、同居申請等に関する業務 5 市営住宅の入居の承継に関する業務 6 市営住宅の収入超過者及び高額所得者に関する業務
③システムの名称	1 公営住宅システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 公営住宅情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の19、35、61の2の項 ・番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条、第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表31、54、85-2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市役所 建設部住宅課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4122 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市役所 建設部住宅課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への教育研修を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を実施している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		法令上の根拠に以下を追加 ・番号法 第9条第2項 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年9月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の19、35の項 ・番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法 第9条第1項 別表第1の19、35、61の2の項 ・番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条、第46条の3	事後	
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 31、54の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 31、54、85-2の項	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長 小橋 孝男	建築住宅課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	建設部建築住宅課	建設部住宅課	事後	
令和3年1月31日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長	住宅課長	事後	
令和3年1月31日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八代市役所 建設部建築住宅課	八代市役所 建設部住宅課	事後	
令和3年1月31日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八代市役所 建設部建築住宅課	八代市役所 建設部住宅課	事後	
令和4年1月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 31、54、85-2の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 31、54、85-2の項	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の19、35、61の2の項 ・番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条、第46条の3	・番号法 第9条第1項 別表の19、35、61の2の項 ・番号法 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条、第46条の3	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 31、54、85-2の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 31、54、85-2の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	